

## 木材使用量の算出例

例：延べ床面積100㎡（約30坪）の家を建てる場合の計算

### ① 木材総使用量の算出

延べ床面積100㎡×0.2㎡/㎡=20㎡

※木材総使用量は延べ床面積1㎡当たり0.2㎡で算出してください。

### ② 富士地域材使用必要量の算出

木材総使用量20㎡×0.34=6.8㎡

※木材総使用量の34%以上の富士地域材を使用してください。

したがって、延べ床面積100㎡の家を建てる場合には、  
富士地域材を6.8㎡以上使用する必要があります。

【申し込み・問い合わせ】

### 富士市地域材利用推進協議会

〒417-0801 富士市大淵6979-5（富士市森林組合内）

**Tel.0545-35-5339**

（平日 8：15～17：00）

E-mail info@fujishi-shinkumi.org



市ウェブサイト  
（申請様式等）

【問い合わせ】

### 富士市産業交流部林政課

**Tel.0545-55-2783**

URL <http://www.city.fuji.shizuoka.jp/>

E-mail rinsei@div.city.fuji.shizuoka.jp

# 富士ヒノキの家 地域材使用住宅補助金

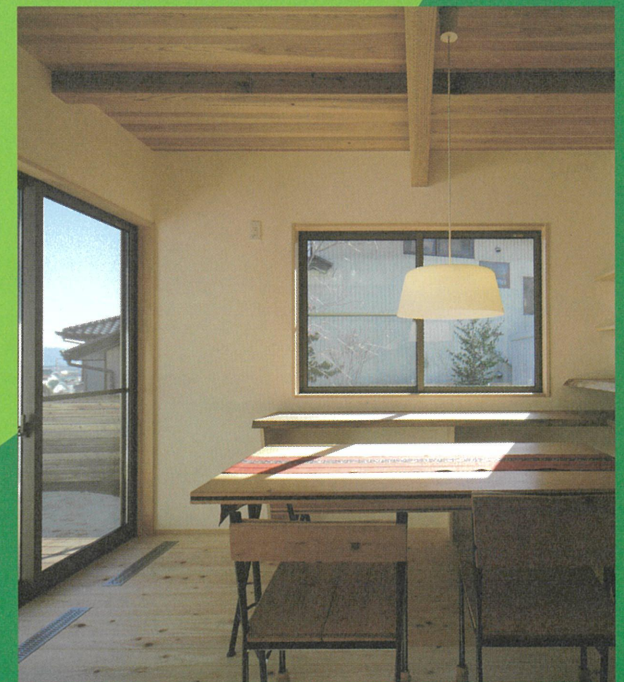
富士山が見えるまちに住む

1棟あたり

**30万円**

補助

「富士地域材使用住宅取得費補助事業」は  
富士地域材を使用した木造住宅の取得に補助することにより  
本市の森林環境を保全し、  
林業及び木材産業の振興に寄与することを  
目的とした事業です。





## 募集内容

### 補助額

1棟あたり30万円

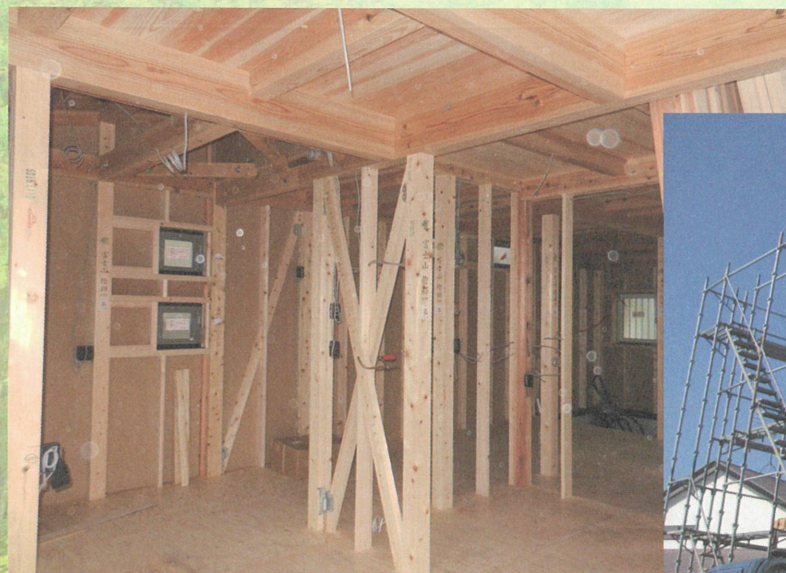
※募集棟数に上限はありません。

### 申請要件

- ・自ら居住するために、富士市内（以下「市内」という。）で木造住宅を取得（新築、増築、建売住宅の購入）すること。
- ・木材総使用量（延べ床面積1㎡あたり0.2㎡で算出）のうち、34%以上が市内または富士宮市内で生産された「富土地域材」であること。
- ・使用する「富土地域材」は、全て「しずおか優良木材認証製品」であり、市内で製材業を営む者が製材したものであること。
- ・市内に事業所を有する建築士、大工、工務店などによって建築されたものであること。
- ・住居部分の延べ床面積が、80㎡以上であること。（増築の場合は、増築部分が80㎡以上であること。）
- ・市税を完納していること。

### 申請方法

注文住宅の場合、上棟予定日の1ヶ月前までに、または、建売住宅の場合、売買契約後1ヶ月以内に、富士市地域材利用推進協議会（富士市森林組合内）に、必要書類を持参するか、郵送してください。



## 申請手続の流れ

### 注文住宅の場合

- 上棟予定日の1ヶ月前までに提出
- ・富土地域材使用計画書（第1号様式）
  - ・富土地域材使用確約書（第2号様式）
  - ・建築確認済証（写）  
または建築工事届出書（写）
  - ・建築位置図
  - ・各階平面図

書類審査

富土地域材使用計画承認通知書交付

上棟の日から起算して10日を経過した日までに提出

- ・富士ヒノキの家建築完了報告書（第4号様式）
- ・富土地域材出荷証明書（第5号様式）
- ・写真（木材及び上棟を確認できるもの）
- ・口座振替（登録）申請書

現地確認調査

書類及び現地確認に基づき審査

審査結果を通知

富士市富土地域材使用住宅取得費補助金交付申請書（第6号様式）及び市税完納証明書を1ヶ月以内に提出

補助金交付決定通知書交付

補助金交付

### 建売住宅の場合

- 売買契約後1ヶ月以内に提出
- ・富士市富土地域材使用住宅取得費補助金交付申請書（第6号様式）
  - ・富士ヒノキの家証明書
  - ・売買契約書（写）
  - ・写真（富士ヒノキの家全景）
  - ・市税完納証明書
  - ・口座振替（登録）申請書

書類審査

補助金交付決定通知書交付

補助金交付